島根	島根県松江市（旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町及び旧八束町の区域に限る。）	松江市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	島根県出雲市（旧平田市及び旧大社町の区域に限る。）	出雲市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
室津大島	山口県柳井市	柳井市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	山口県熊毛郡平生町	平生町長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
幡多	高知県宿毛市	宿毛市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	高知県四万十市（旧中村市の区域に限る。）	四万十市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
東松浦	佐賀県唐津市（浜玉町、厳木町、相知町、北波多及び七山の区域を除く。）	唐津市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	長崎県松浦市（鷹島町の区域に限る。）	松浦市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
北松浦	長崎県松浦市（旧松浦市及び旧福島町の区域に限る。）	松浦市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
宇土天草	熊本県宇土市	宇土市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	熊本県宇城市（旧三角町及び旧不知火町の区域に限る。）	宇城市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
国東	大分県豊後高田市	豊後高田市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	大分県杵築市	杵築市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	大分県国東市	国東市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
大隅	鹿児島県鹿児島市（旧鹿児島市（野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町及び高免町）及び旧桜島町の区域に限る。）	鹿児島市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県鹿屋市	鹿屋市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県志布志市	志布志市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
薩摩	鹿児島県鹿児島市（旧喜入町、旧松元町及び旧郡山町の区域に限る。）	鹿児島市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県枕崎市	枕崎市長	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○外務省告示第二百七十号

平成二十三年十二月二日にロンドンで署名された脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定について、日本国及びジャージーにおいてそれぞれの法令上の手続に従って承認されたことを通知する公文の交換は、平成二十五年七月三十一日にセント・ヘリアで行われた。よって、同協定は、その第十九条1の規定に従い、平成二十五年八月三十日に効力を生ずる。

平成二十五年八月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十一号

日本国政府は、平成十三年十一月三日にローマで作成された「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」の加入書を平成二十五年七月三十日に国際連合食糧農業機関事務局長に寄託した。

よって、同条約は、その第二十八条の規定に従い、平成二十五年十月二十日に日本国について効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約の加入書の寄託に際し、同条約12.3(d)の規定が、食料及び農業のための植物遺伝資源又はその遺伝的な部分もしくは構成要素に改良を加えたものについて、それが知的財産権に関連する基準を満たす場合には知的財産権の対象となり得ることを認めていると解釈するものである旨の宣言を行った。

同条約の締約国は、平成二十五年七月二日現在、次のとおりである。

アフガニスタン・イスラム共和国、アルバニア共和国、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、アルメニア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、バングラデシュ人民共和国、ベルギー王国、ベナン共和国、ブータン王国、ブラジル連邦共和国、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、カンボジア王国、カメルーン共和国、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド共和国、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、クック諸島、コスタリカ共和国、コートジボワール共和国、クロアチア共和国、キューバ共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ジブチ共和国、エクアドル共和国、エジプト・アラブ共和国、エルサルバドル共和国、エリトリア国、エストニア共和国、エチオピア連邦民主共和国、フィジー共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガボン共和国、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、インド、インドネシア共和国、イラン・イスラム共和国、アイルランド、イタリア共和国、ジャマイカ、ヨルダン・ハシェミット王国、ケニア共和国、キリバス共和国、大韓民国、クウェート国、キルギス共和国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、レバノン共和国、レソト王国、リベリア共和国、リビア、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マレーシア、モルディブ共和国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モーリシャス共和国、モンテネグロ、モロッコ王国、ミャンマー連邦共和国、ナミビア共和国、ネパール連邦民主共和国、オランダ王国、ニカラグア共和国、ニジェール共和国、北朝鮮、ノルウェー王国、オマーン国、パキスタン・イスラム共和国、パラオ共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、フィリピン共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、カタール国、ルーマニア、ルワンダ共和国、セントルシア、サモア独立国、サントメ・プリンシペ民主共和国、サウジアラビア王国、セネガル共和国、セルビア共和国、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン、スーダン共和国、スワジランド王国、スウェーデン王国、スイス連邦、シリア・アラブ共和国、タンザニア連合共和国、トーゴ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、チュニジア共和国、トルコ共和国、ウガンダ共和国、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、イエメン共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、欧州連合

平成二十五年八月二日

外務大臣　岸田　文雄